実践女子大学文芸資料研究所蔵

『明治三十一年中各座番附表』解記

「新演劇ノ大合同」を巡る新俳優の動向

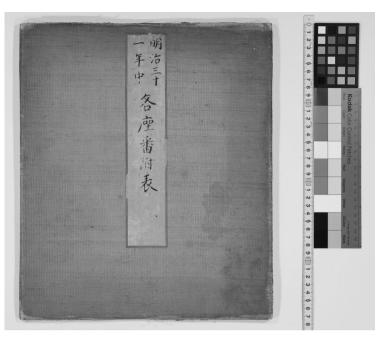
山口 みなみ

を有している。この二冊は同時に入手したもので、資料の内容・貼り方等から鑑みて、同じ人物の作であると考えら 当研究所はこのほかに、 実践女子大学文芸資料研究所所蔵 『貼込張①』と仮称) 『明治三捨三年一月ヨリ十一月迄各座番附』(受入番号七三二、寸法縦三七・五×横三二×三・七糎) は、歌舞伎及び新演劇の番付を計八五枚 『明治三十一年中各座番附表』(受入番号七三一、寸法縦三七・五×横三二×五糎)。以 (表四五枚、裏四○枚)収めた貼込帳である (図 ①)。

八の大劇場(市村/歌舞伎/川上/新富/東京/春木/明治/大阪歌舞伎)と、五の小劇場 『貼込帳①』の内容は、 明治三十一年の東京興行の番付が大多数を占めており、 他地域、 (浅草/演技/常盤/真砂/宮戸)の 他年のものを数点含む。

れる。本稿は

『貼込帳①』に関する報告を行うものである。



なされていることがうかがえる。これらの資料から、大きく左右される。たとえば興行内容、劇場、役者、地域などはもっとも代表的な因子であろう。したがっと推察できる。資料が膨大な数にのぼることに加えてと推察できる。資料が膨大な数にのぼることに加えては難しい。『貼込帳①』も抜けは目立つが、ほぼ一年は難しい。『貼込帳①』も抜けは目立つが、ほぼ一年は難しい。『貼込帳①』も抜けは目立つが、ほぼ一年は難しい。『貼込帳①』も抜けは目立つが、ほぼ一年は難しい。『貼込帳①』も抜けは目立つが、足ぼの資料から、なされていることがうかがえる。これらの資料から、なされていることがうかがえる。これらの資料から、なされていることがうかがえる。これらの資料から、なされていることがうかがえる。これらの資料から、

は個人の蔵で複数枚存在しているとみてよい

残存の条件は様々だが、保持者、蒐集者の好みにも

当 H. げ 時 の劇界の動向を捉えることは十分可能である。 て考察を試みたい。 なお所収 の番付については、 紙幅の関係ですべてに言及することはできないが、 文末に掲げた「『明治三十一年中各座番附』 所収 いくつか取 番 付

を参照された

内トンネル崩壊のため衣裳の到着が遅れ、 n ら落とし興行の番付である。 、は三月十九日からである(「裏表忠臣蔵」ほか)。 さて 『貼込帳①』には、二枚だけ大阪のものが収められており、これは九代目 後に俳優の増税が議論される際にも、 明治三十一年二月十二日が初日の予定であったが 十五日に延期となった(『大阪毎日新聞』 このときの団十郎の出演料があまりに高額であったため、 この件は引き合いに出される。 (「武勇誉出世景清」 団十郎が主演した、 明治三十一年二月十三日参照)。 ほか)、 大阪歌舞伎こけ 東海 巷の話 二の替 道 鉄 道

偖 六十歳以上と雖も収納の事とあり殆んど三倍の増額なれバ一同今更の如く驚ろきしも道理なり の如きすら自分も一等俳優なれど今日まで五萬円という法外の給金を知らねバ夫と一緒にお交際ハ御免蒙る 来四 月より愈々実行さる 増 額税金 ハ 等俳 優 一ケ月金十 五円、 二等同。 金十二円 (略) 八等同 (略) .金五. 市川 一十銭に 権 上郎 · て満

(「俳優増税とその給金」

『東京朝日新聞

明治三十一年二十五日

左団次、 給金を基準にして増税が決まっては困 の 「五萬円 権十郎などの が、 大阪興行時 「一興行五千円より千二三百円」を得る大名題の増税は止むを得ないとしても、「相中 0) 団十 る、 郎 の給ぐ との苦情が旧 金であり、 俳優の間で噴出する。 同 業俳優にとっても驚くべき高給であった。 だが、 確かに高額ではあるが菊 寸 早郎 新 Ŧi. 人の 相



憐れむべき状況であると記事は伝えている。者最も多数なれバ八等の税金一ケ月五十銭ハ」実にの馬の脚にもなれず非常の薄給にて一家を支へ居る

また新富座の番付には「青年俳優」「子供俳優」また新富座の番付には「青年俳優」「子供俳優」また新富座の番付には「青年俳優」「子供俳優」また新富座の番付には「青年俳優」「子供俳優」また新富座の番付には「青年俳優」「子供俳優」

観● が故に、どちらの外題もあり得る。 ① には、 とんど同じ図案なのだが、 一日初日) 変り種をあげるとすれば大阪俄だろう。 勘定帳」 と「滑稽勘定帳」 の番付が二枚所収されている 俄師鶴屋団十郎の明治座興行 は誤植であろうか。 外題をよく見ると「滑稽 の二種あることに気がつ 実は当初は しかし俄である (図 ②)。 (七月三十 『貼込張 観 ほ

と団十郎門下から咎められたのだ。それに対する世間の反応は、 進帳」であったが、「勘定帳」へと改められたのである。「勧進帳」は市川家の芸であるから、 大方次の通りである。 気安く用いてはならぬ

阪俄の滑 ○滑稽勧 遊帳 .稽勧進帳をも版権を侵害するものとなし勘定帳と改めさせたりと云ふ手もなくムキになつて洒落を云ふ 大変驕奢の 掘越 ハ 南 郷 の寮に隠れ終始苦情 の野暮の沙汰聞 いて驚かぬ人もなし市 門弟連)ハ大

(中略)

人を叱るが如

と寛いで居よかし だと思ふヱ、つがもねへ」と言ふお家の語を用ゆべき場所を味はひ斯んな時にハ「洒落だと思ふヱ、科もねへ_ となれり俄師帰阪 ○団洲も門人も !の時之を土産として千日前に此事を仕組まれなバ好い恥晒しなるべし団洲たる者意あらバ 斯る事に青筋を出し心の底の見透さる、ハ大阪俄の新物に出るべき人物にして自から好材料

(『東京朝日新聞』明治三十一年七月三十日)

観進帳」と 洲 たるものが俄師の興行ごときに騒ぐなど、 「勘定帳」、この二枚の番付が過去を仄かに照らしているようで興味深い。 と、 新聞や批評家は団十郎と門下の者に対して冷ややかであった。

するところであっただろう。 時、 このほ その目新しさと歌舞伎にはない表現方法で人気を博したが、こうした流行は廃れるのも早い。 か、 新演劇・新俳 :優の動きは看過することができない。 新俳優たちは、 焦燥に駆られるように、一座の旗揚げと分裂とを繰返すのである。 伊原敏郎が前掲書で指摘するように、 新俳優自身も痛感 日清 戦 争当

図 ③



を考察してみたい。 る。 は言えないが、新俳優が合同の機運にあったことを示唆するものであ 明治三十一年は「新演劇ノ大合同」と称して歌舞伎座興行を行うな 斬新な試みがなされた年であった。この興行は決して成功したと 川上音二郎と、 彼の周囲の新俳優がどのように影響しあったのか

の番付 明治三十一年八月十三日 二大々的一座ヲ出演仕候就テハ狂言ノ如キモ粋中の粋ヲ抜キタル 今回新演劇ノ大合同ヲ機トシテ当座ニ於テ日本新演劇ノ名称 (図③) には次のような口上が添えられている。 初日 の歌舞伎座興行「又意外」「三恐悦

ジア許

モノニシテ総一座大車輪

ノ勉強ヲ以テ奉御覧入候間何卒開場当日

ヨリ陸続御来観アランコヲ伏テ奉願上候

日本新演劇俳優 同 敬白

主な出演俳優は川上音二郎、 藤沢浅二郎、 高田実らである。伊井蓉 座

あ

二番目の 評を博したが、 峰、 惨憺たる結果であった。 らは不評であった。 「又意外」、「三恐悦」を演目に決定した。相馬事件を種とした一番目の「又意外」は、 あったようである。 山口定雄を除く在京新俳優のほとんどが集い、 「三恐悦」は、 度重なる上演によって、 結局 はじめ福地桜痴の新作を上演する予定であったが、 上流社会を描いた喜劇であったが、立ち回りが少なく、セリフばかりであったために観客か 「三恐悦」は上演取り止めとなり、 既に際物としての鮮度を失いつつあった。また長田秋濤の 「新演劇ノ大合同」を標榜したが、興行としてはほとんど失敗で 公演そのものも途中で打ち切りを余儀なくされるという 新演劇には相応しくなかったため取りやめ、 明治二十七年の初演時に大好 翻 訳を脚本とした

ある。 興行に踏み切ったようである。 ことが理由としてあげられる。 「興行のリスクをまったく度外視していたわけでもない。 目の内容以外にも、 加えて「新演劇ノ大合同」と大々的に銘を打ったことが、 開場そのものが無謀であったということ。 失敗の原因はある。 出演俳優の佐藤歳三は八月二十八日の『読売新聞』で次のように述べている。 () わば歌舞伎座というトポスに、 たとえば、 また歌舞伎座は、 興行が行われた八月は普通ならば各劇場とも休業中のはずで むしろある程度承知しながら、「日本新演劇俳 観客の失望をより強くしてしまった。 新演劇がどれほど求められていたのかということで もともと新演劇の興行には消極的であったという だが、 優 歌舞伎 同 は

なりとも如何に新俳優の地位の進みたるるか且つ新演劇前途に就き大に世の評定を求めんと意を決して出勤する にありて殊に大合同と云ふ呼名を以て人気を吸収せんと欲したるに外ならず の高級を貪るを後来之に依て抑制せんとするの策略と一ハ新俳優の技芸人気等を此危険の裡に試験せんとすると |歌舞伎座に合同新演劇を興行するに至りし所以のものハーハ資本の比較的少額にして可なると一ハ旧 (中略) 遺憾ながら此際を利用

Ħ, に問おうという意気込みであったことを、佐藤の文章から感じとることができる。 もない事実であろう。もちろん既に川上は歌舞伎座で興行し、好評を博していたが、あくまで従来歌舞伎にないスケ 下地が旧俳優にはあったはずである。ともかく、新俳優たちがこうした現状に忸怩たる思いを抱えていたことは紛れ 格差があることを示唆する。 ルと目新しさに対する一時的な流行であって、 番付に記されている歌舞伎座の上等桟敷席の価格を見てみると、五代目菊五郎が主演した「捨小舟萬大注連」(一 六割程度の価格である。 は五円三十銭。 団菊出演「一谷嫩軍記」(+月)は六円五十銭とある。 もちろん、 廉価な観劇料は、新演劇興行の売りの一つであるが、つまりそれだけ新旧俳優の間には 旧俳優の間にも埋め難い差があることは言うまでもないが、 新演劇の今後を保証するものではない。今一度、 一方新演劇の「又意外」は三円三十銭で、 新演劇の真価を出 それを甘受する

次郎)等興行者側からの企画という色合いのものだったのだろう」と、松本伸子は推測している。だが、前掲佐藤の 弁からも明らかであるように、 井上竹次郎の勧めを受けて実現したものである。「新俳優たちの側から出た意図というよりも、 そもそも「大合同」興行は、川上と市村座との契約をめぐる諍いに端を発し、両者の仲裁を買って出 歌舞伎座出演は新俳優にとって絶好の機会であった。 おそらくは井上 た歌舞伎座の

の大合同も、 か、 劇 しの時ほど感興を惹かず、極めて不評であり、 の独参湯とも云ふべき『又意外』 終に失敗に終りました。 も 僅 々四年後の今日になつて見ると、 散々な不入りであつて、日本新演劇と名乗つた書生芝居 見物の 眼が 進

又川 Ш Ë 上座以来の債務に追はれ、 一は先に代議士の候補に立つて惨敗し、大森の六角堂まで失つた上に、こんどは『又意外』で痛手を負ひ、 自暴自棄となつて南洋探検と云ふ狂人染みた事を思ひ立つたのでした

、木村綿花 『近世劇壇史―歌舞伎座篇―』昭和十一年十一月中央公論社

興行は川上が拵えた失敗の一つにすぎず、佐藤ら新俳優の考えはほとんど顧みられることはない 〔劇史における「大合同」の評価はおおよそ引用の通りである。ここからも察しられるように、 世間にとってこの

用 されがちであるが、 [の新俳優の思惑をも含めて論じられるべきであろう。 実は、 新俳優結束の動きは「大合同」より以前に遡る。「大合同」は川上が急遽新俳優を集めた興行であると見做 興行に踏み切れるだけの素地があったと考えるのが妥当である。 川上はもちろんのこと、

Ξ

ためには、川上と佐藤・水野ら大同団の接触まで遡って考える必要があるのだが、この接触が思わぬ事件を引き起こ き込んで行われているが、一体どのような経緯で、新俳優が再び川上の元に集ったのだろうか。 るいは「反川上派」として新演劇を動かしていたのである。 たとえば伊井蓉峰 「なんらかのかたちで川上の影響下にある」との渡辺保の指摘にあるように、 明治三十年頃の新俳優の動向を見てみると、川上音二郎の一座を去った者らがめいめいに一座を旗揚げしていた。 座 高田実の成美団、 佐藤歳三・水野好美の新演劇大同団などがあげられる。 歌舞伎座の「大合同」 新俳優は川上と行動を共にするか、 はかつて川上の元を去った者を巻 これを明らかにする 俳優の多くが

すこととなるのである。まず事件の概要を述べたい。

事なしとキツパリ」否定する。だが結局「都合により川上座へも出勤する」と前言を覆してしまったのだという。 が市村座関係者の耳に入ってしまう。不安を覚えた市村座は、再三に渡って川上に確認するも、川上は「決してさる の契約」を取り交わした。ところが、〈川上座:劇場〉の大同団興行(「畜生腹」、「可児大尉」)へも出勤するらしいこと を市村座が打診した。川上もこれを了承して「同座々方より金五百円」の手付金を受け取り「他座へハ出勤せざる旨 市村座出勤中(一番目「大起業」、二番目「金色夜叉」) の川上に対して、 次回の興行も引き続き川上一座で頼みたい旨

るに此金ハ既に川上座の方の準備に費消し居たりとか だになくバ差つかへなからんと固く執りて動かぬ所より最早此上ハ詮方なしと手附金五百円返却の事を申込みた 事にすべし且つ前の契約ハたゞ時間の差し合ふ限り他座へ出勤せずとの意なれバ市村座の方へ出勤するに不都合 座方等ハ前の契約を盾にし藤澤川上を種々に責めたれど結局今夜より稽古に這入らねバならぬ故是非とも出勤

(「川上音次郎擲らる」 『読売新聞』 明治三十一年四月十四日)

年月日)、「川上音次郎殺されんとす」(『毎日新聞』同年月日) などという見出しで、新聞各紙は一斉に報じた。 契約違反に憤慨した市村座座方が、 川上を殴ったということであった。「川上音次郎半殺しに逢ふ」(『中央新聞 同

う程度であった。以上三つが川上の主張である。 という事実はない。 十六日の新聞に、 ③他座へ出勤しないことが契約の条件であると報道されているが、 今度は川上の言い分が掲載される。 ①半死半生はデマである。 ②川上が手付金五百円を受取った 日時が衝突しないようにとい

三月十三日

初日

(暫定)

の浅草座興行について、

田

村成義著

『続続歌舞伎年代記』

にその記載

は

ない。

付

と川上を非難していたが、 団十郎帰京興行に被せて手堅く儲けたい、というのが市村座の本音であったのだろう。二日前までは自業自得である 市 村座が、 結論を言えば、 Ш 上の 川上は契約を違えたわけではなかった。 興行を阻止しようと「他座 各紙論調を改めている。 ハ出勤せざる旨の契約」 その後四月二十八日に歌舞伎座の井上が仲裁に入り、 実は、 大阪興行から帰京する団十郎門下の興行を目論 を持出したのであった。 歌舞伎座で行わ 市 村座 んだ は Ш

三月に客員として大同団へ招かれていたことがわかった。 えば、 打擲事件の背景へと追いやられてしまった川上の大同団参加ではあるが、 正式に参加するまでの間には何らかの交渉があったと考えるのが自然である。 以下明治三十一年三月七日 この接触は決して軽視できない。 『読売新聞』 あらためて点検したところ、 の引用である。

上に謝罪広告を出した。

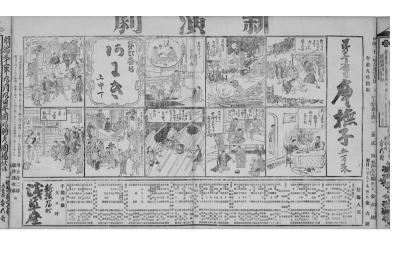
以上が事件の全貌である。

員たりし柴田小西寺島小林の (浅草座は) 来る十三日頃開場の筈にて出勤俳優ハ新満劇大同団一座に川上音次郎が客員として加はり其 四名とも加へ狂言ハ壮士の犯罪中幕朝日将軍と据り明八日柳橋の生稲楼にて本 他 Ш 上座

旁々顔寄せを催す筈なりと

行されなかったとしても、 等の興行資料を落手してはいないが、十三日頃浅草座で大同団が興行したとして考えたい。 川上と大同団とは記事が出た三月七日以前に接触していたはずである。 仮に、 何ら か 7の事

う。 また、 度は川上と距離をとりながら、 大同団の申し出を受けた川上にも、 再び接点を持とうとする背景には、 ある程度の利があったのだと推測される。 川上に頼ることが必要であったからであろ



優はこうして集うこととなるのである。 応じたためであるともされるが、いずれにせよ「大合同」 座に復した。その理由は成美団の分裂によるものとも 時を同じくして、川上の元を出奔していた高田、 小織桂 興行の主要俳 Ш 郎らが川 Ë 0 水めに 上

川上一座と大同団とを掛け持ちしたのであった。

五月に「川上一座の名義を廃」するまで、

川上は自らが座長を務める

匹

勤してはいたが、二座の合同興行という形ではなかった。さらに、 向を如実に反映するものである。 座興行(一番目「唐撫子」二番目「あにき」) に出演していることがわかる。これまで、 座興行の番付には まず俳優の名を見ると、川上一座系俳優と、大同団系俳優がこの興行 大合同」のおよそ二か月前、 「川上演劇」と明記されていたが、六月二十五 明治三十一年六月二十五日初日の浅草 の番付 川上が代わる代わる二座へ出 (図 ④) は、 新俳優 川 上 日浅 0)

の合併興行といえるのだが、その口上を見ると、二座の合併のみを射程

草座の番付には見られない。この浅草座の興行は川上一

座と大同団

座

動

は、

Ш

上

一の大同団

参加

あたりから現実味を帯びたはずである。五月十八日の

『読売新聞』

に、

新俳優組合設立につい

て川上の

弁が掲載されている。

にしたのではないことが明らかである。ここに口上を引用しておく。

今回 !新俳優組合ヲ設立シ大ニ斯道ノ発達ヲ計ラント欲シ第一着トシテ当座開演ノ運ヒニ至レリ

ある。 等の俳優の中から選出する規定であったが、この頃、 三十一年の段階で「旧俳優組合を脱して別に新組合を組織」しようという動きがあったのである。 5 側 満 り東京俳優組合のことで、 から が 新俳優組合というと、 彼らが新たな局面をむかえようとしていたことがわかる。 旧 明治三十一年に新旧の俳優が別組織に分れた事実はないものの、 の要望と、 俳優から出てい 一部を損じているため、 「同盟の必要を感じ」ていた新俳優の目論見とが相俟って、 た。 明治四十一年に東京府庁より設立を許可された東京新派俳優組合を想起させられるが、 「頭取の被選権を四等俳優迄と改ため副頭取は新俳優中より選出しくれよ」とい 俳優の等級、 鑑札、 全文を確認することはできないが、 納税を管理する組織である。 新俳優の増加によって、その取りまとめが困難であるという不 新俳優組合設立を掲げた新俳優の結束自体 新旧俳優を束ねる頭取 組合設立へと急速に勢いづい 「新俳優組合ヲ設立シ」という文言か 旧俳優組合は 副 頭取 う旧 た気配が は 明治 俳優 つま

なるを以て各自随意の劇場に出勤するやうなさんとて一昨々日横浜蔦座に於て自己一座の千秋楽を告ぐると共に Ⅲ 上音二郎は 今回 .新俳優組合を設けんとするの旨意に基き従来新俳優が個々分離して小団体をなせるハ不得策

0 0 0 規則案の一部が、 関係のみならず、 劇場に出勤するようなさん」という文言には市村座と川上との間に生じた諍いを思い起こさせるが、 ちなみにこの横浜蔦座興行の初日は五月四日、演目は一番目「胆才子」二番目「金色夜叉」であった。「各自随意 『続続歌舞伎年代記』に記されている。 一座と新俳優の関係をも変えようとするものであることがこの記事から読みとれる。新俳優組合 劇場と新

是迄の如く甲劇場より手附金若しくは給金を取りながら乙の劇場へ出勤し下廻り等の勝手次第に飛あるく悪風を

矯め(略)名題以上には掛持をゆるし (注:1)

Ш 藤ら大同団が川上に接近したことを鑑みれば、 上 川上が劇場経営に行詰り、莫大な負債を抱えていたことを考えれば、興行の掛け持ちも止むを得まい。さらに四等以 上であったのは川上くらいであり、規則に川上の意図が反映されていると捉える方がより自然だからである。 く他の新俳優にとって興行の掛け持ちは好ましからぬものであった。だが、新俳優の総領である川上の意向を受け 「名題以上は」という特例を設けたのであろう。こう考える理由としては、明治三十一年の当時、 一上で、 一の者に被選権を与えるということからも推し量られるが、川上以外に新俳優を代表できる者はいない。 甲 劇 場場 新俳優の代表者となることに吝かではない。川上とその他新俳優はこのようにして新俳優組合設立を掲げる ぶから乙劇場へ飛び渡ることは悪風だとしながらも、 おそらく新俳優組合の構想は佐藤らが持っていたのであろう。 名題以上ならば掛け持ちをしてもいい、 新俳優中で名題以 という。おそら r J ち早く佐 川上は

百-『明治三十一年中各座番附表』解題

のである。

ここで、これまでの時系列をまとめてみる。

三月一三日頃、 川上、 大同団の浅草座興行 (「壮士の犯罪」 「朝日将軍」) に客員として招かれる

·大起業」、「金色夜叉」 開場の報

八日、 川上、第五回衆議院選挙落選の報

二五日、 川上一座の市村座興行(「大起業」「金色夜叉」)。川上、 貫一役で出演

四月一二日、「大起業」、「金色夜叉」の興行中、 市村座とトラブル

新俳優組合設立を決議の 報

八日頃、

川上、大同団の

(川上座)

興行

(「畜生腹」「可児大尉」)

に参加

三旦

二八日、 歌舞伎座の井上がトラブルの仲裁に入り、 歌舞伎座での興行を勧める

五月一五日、 横浜蔦座で新俳優組合設立の件、 川上一 座の名義を廃する旨を公表(五月四日初日 「胆才子」「金色夜叉」)

六月二五日、 浅草座で「唐撫子」、「あにき」の興行

七月三一日、 川上、第六回衆議院選挙断念の報

八月一三日、 歌舞伎座で「又意外」、「三恐悦」

の興行

団とを掛け持ちしたのは、彼の経済的事情によるところが大きいだろう。かたや他の新俳優は川上を代表者に担い ごく簡単なまとめにとどめたが、 短期間にこれだけの動きがあったことに改めて気がつく。 川上が川上一座と大同

はまったくといっていいほど異なる。「大合同」興行の失敗の理由は一 新演劇・新俳優の地位向上を目指そうとした。両者は利害の点で一致しているように思われるが、そのスタンス 概には言えない が、 彼らの思惑の違い が決定

的な歪みとなったことも否定できない。

肉なことに、「大合同」興行に参加しなかった伊井が直後に歌舞伎座を借り受け、 興行直後、 川上は東京を去り、 翌三十二年に渡米してしまう。 東京での興行は三十四年まで俟たねばならない。 「待則甘露」で人気を博すのであっ

た

ていったのである。「大合同」はとかく川上の失敗の一部として語られがちではあるが、 ているのではなく、 新俳優が事を成そうとするとき、川上の存在は確かに不可欠である。 川上自身もまた他の新俳優の動きを察知し、 自身の思惑と合致させながら新演劇の流れを形成し しかし新俳優が川上から一方的に影響を受け 別の角度から捉え直される

注(1) 伊原敏郎 『明治演劇史』(昭和八年十一月二十八日早稲田大学出版部)

- $\widehat{2}$ 日清戦争を題材とした「威海衛陥落」が歌舞伎座で好評を博す (明治二十八年五月十七日初演
- (3) 松本伸子 『明治演劇論史』(昭和五十五年十一月七日演劇出版社
- (4) 渡辺保『明治演劇史』(二〇一二年十一月二十日講談社)
- 5 調査困難なものにかんしては白川宣力 「川上音二郎の手 紙 (『報知新聞』 明治三十一年四月十六日掲載 『川上音二郎・貞奴―新聞にみる人物像―』を使用した 参照。 なお可: 能な限 り新聞記事 にあたったが、
- 6 「歌舞伎座大合同新演劇と新脚本」(『読売新聞』 明治三十一年七月二日)に「川上殴打事件落着の結果同 回 月

11

前掲

『続続歌舞伎年代記』におなじ

廿八日該事件の仲裁に立ちし歌舞伎座の井上竹次郎 (以下略)」とある

- 7 るので、大阪へ去った高田実を呼び戻した」とある。 山口玲子『女優貞奴』(一九八二年十月十五日二刷新潮社) には 「二度の選挙運動 中、 音二郎 は川 <u>Ŀ</u> |座が手薄にな
- 8 (一番目「義侠之犯罪」中幕「梅田源次郎」)。 『貼込帳①』で「川上演劇」の文字を確認できるのは、 最後に確認できるのは五月十八日蔦座興行の番付だが、 明治三十年十月二十七日 川上 座 興行 本研究所は蔵 0) 付 0
- 9 [萬朝報] (明治三十一年四月二十四日)、 前 掲 『川上音二郎・貞奴 ―新聞にみる人物像―』により確認

早稲田大学演劇博物館のホームページ上で当該資料の閲覧が可能である(平成二十七年三月現在)

していない。

10 新俳優組合設立に関する記述があ 田村成義 『続続歌舞伎年代記』 復刻版 (昭和五十一年十一月一日鳳出版) 明治三十一年四月二十日の項に続き、

『明治三十一年中各座番付』所収番付一覧表

> 	-+-	津					
演伎	市村	浅草					
『・九・二 九 九・二 九 九 九 九	, , 三元 九五 一つ 六〇	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上演年月日				
「義経千本桜」「祇園守恵恩景清」「恋飛脚大和往来」※「足柄山の風車」「太神楽の篭鞠」「筆始以呂波曽我」「膝栗毛開化初旅」※「松竹梅雪曙」「釜渕二巴級」「隅田川続俤」「両面水映月」(一谷嫩軍記」「時逢坂増井達引」「伊勢音頭恋寝刃」※「寿靫猿」	「金城名物男」「皿屋敷化粧姿視」「金城名物男」「皿屋敷化粧姿視」「女夫浪江島新話」「妻迎賤調布」「松操美人廼生埋」	「伊達競阿国劇場」「小野道風青柳硯」「初霞曳愛顧」「海賊房次郎」「大黒天」「一番都の浪枕」「神楽の釣針」「海賊房次郎」「大黒天」「海賊房次郎」「大黒天」「一番都の浪枕」「神楽の釣針」「海賊房次郎」「大黒天」	外題				

女客性」 【青年俳優睦大会】「菅原伝授手習鑑」「増補姥山廓噺」「彦山権現誓助剣」「隅田川妓	//·三·一七	
【青年俳優睦大会】「伽羅先代萩」「鎌倉三代記」「慶安太平記」「拙腕左小刀」	"· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新富
雪関扉」 雪関扉」 雪関扉」		
「義侠之犯罪」「梅田源次郎」	1110・10・11七	川上
「一谷嫩軍記」「油坊主闇夜墨衣」「比翼塚尾花寺西」「篭鳥諷小唄」	"· O ·	
「待則甘露」「性善」「夏小袖」	〃 . 九 · 一六	
「又意外」「三恐悦」	〃 ・八・一三	
「音聞天竺徳兵衛」「水天宮利生深川」「風狂川添柳」「昔噺舌切雀」	〃・六・二四	歌舞伎
「鏡山故郷錦」「江戸育御祭佐七」「道行旅路の花婿」「仲光」	/ · 五·七	
「裏表春着伊達織」「染模様梅田田舎」「桃桜雛壇幕」	<i>"</i> ・三・五	
「捨小舟万大注連」「新曲囁告竹」※「羽衣」		
「裏表忠臣蔵」「極付播随長兵衛」	〃 ・三・一九	歌舞伎
「武勇誉出世景清」 「信州川中島」 「河内山宗俊」 「戻り橋」 「春興鏡獅子」 「滑稽二人袴」	1111 - 11 - 10	大阪
違」「若木花容彩」※「市原野月俤」「戻駕色相肩」【芽出柳睦賑】「曽我」「寿靫猿」「皿屋敷」「釣狐」「魁源平躑躅」「道行初音旅」「欲間	年月日不明	
「絵本太閤記」「群清滝贔屓勢力」	"· O	

安							朋							
宮戸				明 治										
//·九·一一	// 七 - 一三	〃.六.九	〃·四·二八	// · = · · ·		〃 · 一 一 · 八	" · - O ·	// 七·三二	/ · 六 · 四	// 四	〃・二・二七		"· 10· 11 1	三一・九・三〇
「大工娘」「小堀茂三郎」「源平布引滝」「橋弁慶」※「八丈島沖の荒海」	※「大杯觴酒戦強者」「和根霊験躄仇討」「似非幡随長兵衛」「奴道成寺」「しきしま譚」「大杯觴酒戦強者」「箱根霊験躄仇討」「似非幡随長兵衛」「奴道成寺」	「高野長英」「定助権八」「切られ与三」「積恋雪関扉」※「関取千両幟」	「新蔵兄弟」「三十三間堂棟由来」「明烏夢泡雪」	「櫓太鼓成田仇討」「魁源平躑躅」「天の網島」「風狂菜葉蝶」	「奴の小方」「菅原伝授手習鑑」「恋女房染分手綱」「双蝶々曲輪日記」	「川中島眺望山本」「菅原伝授手習鑑」「政談恋畦倉」「風戦鷹羽薄」	「日本晴伊賀讐」※「三人片輪」	勘定帳」)「兜軍記」「四談牡丹灯籠」「道楽稽古屋」「滑稽勧進帳」(→「滑稽口渡」夜「田舎芝居鎌倉山」「怪談牡丹灯籠」「道楽稽古屋」「滑稽勧進帳」(→「滑稽【笑門福徳来】昼「長者がしま」「布引滝」「宗教のあらそい」「滑稽二人袴」「神霊矢	「児雷也豪傑物語」「名高秋田義民傳」「風狂薫乱菊」※「荏柄の平太」	「花矢倉吉野忠信」「船打込橋間白浪」※「三十年祭上野賑」	「歌合桔梗瓢」「赤格子血汐船越」※「碁太平記白石噺」	「箱根細工車指物」「延喜与三宝繭玉」「結柳解濡衣」※「樊噲門破」	「高名月更科」「小磯ケ原」「小町奴」	「慶安太平記」「雪塚原」「娘狂乱」「滝夜叉」

注		
一部欠損により上演年月日のア	〃・一一・一 「伊恵	〃・一○・四 「桶な
[の不明なものがあったが、可能な限り特定に努めた。その際日付けの下に「?] を付	達全盛花街鑑」「音鈴川大岡政談」※「雪月花」	狭間軍記」「毛剃九右衛門」「六歌仙姿彩」※「三千両黄金倉入」

した。また※印以後の外題は二枚目の番付に掲載されたものである。

-304 -